

令和5年2月第2回松阪市教育委員会定例会会議録

令和5年2月20日（月）教育委員会室

議決事項

- 議案第1号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る
保護者負担に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について

報告事項

- 報告第5号 令和5年度一般会計当初予算案（教育費）について
- 報告第6号 補助金制度の終期見直しに伴う補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第7号 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第8号 令和4年度1月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀
委員	松 江	茂

出席事務局職員

事務局長	刀 根	和 宜
事務局次長	村 田	佳 之
教育総務担当参事兼教育総務課長	尼 子	宗 成
学校教育課長	金 谷	勝 弘
子ども安全・安心担当参事兼学校支援課長	大 辻	結 花
子ども支援研究センター所長	中 西	明 美
生涯学習課長	池 田	博 紀

傍聴者 1人

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和5年2月第2回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

議事に入ります前に、長井雅彦委員が2月25日をもって、4年間の任期を満了されますので、今回が最後の定例会となります。定例会終了後の退任式にて、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項書に従い進めてまいります。

まず、議案第1号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校教育課長から説明)

○教育長

ただいま、傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。

よって議案第1号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第2号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

◆委員

既に正規職員に適用されているドナー休暇を外国語指導助手の方々にも導入するということですか。

◎事務局

そのとおりです。

○教育長

外国語指導助手は何人在籍していますか。

◎事務局

委託事業者からの派遣が6人、JETプログラムが2人、直接雇用が3人の合計11人です。今回の規則改正は、JETプログラムにより派遣されている2人に適用されるものです。

○教育長

他に質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 5 号は承認いたしました。
次に、報告第 6 号につきまして、事務局から説明願います。

06. 補助金制度の終期に見直しに伴う補助金交付要綱の一部改正について
(報告第 6 号 教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

○教育長

他に改正したところがありますか。

◎事務局

終期を見直して 3 年延長したという改正のみで、内容的には変わりはありません。
なお、必要なタイミングで改正の必要が生じた場合は、その都度見直しをすることになっております。

○教育長

それでは、報告第 6 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。
(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 6 号は承認いたしました。
次に、報告第 7 号につきまして、事務局から説明願います。

07. 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付校要綱の一部改正について
(報告第 7 号 生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

○教育長

私も生涯学習課長と一緒にいろいろな団体を回らせてもらっています。この前も 2 団体とお会いさせていただきました。結構狭いスペースで運営していただいていますので、例えば教室やプールを貸すとか、活動場所を少しでも協力できるような体制を作れないか検討しているところであります。

現在、保護者会が運営委託をしているのは何クラブありますか。

◎事務局

現在、39 クラブのうち 14 クラブが社会福祉法人等へ委託しているという状況です。
4 月 1 日から新たに 3 クラブが社会福祉法人等の委託に切り替わるので、14 から 17 クラブに増えるという形になります。

○教育長

なかなか委託を受けてもらえる団体が増えにくいところもありますが、ご理解いただきながら進めていきたいと思っています。

それでは、報告第 7 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。
(委員から「異議なし」の声)

○教育長

後遺症が出た先生や児童生徒もほとんどいなくなっているという状況ですが、後遺症に関してはどこで終わったのかがわかりにくいので、できるだけケアをお願いしたいと思います。

○教育長

委員はコロナが出始めた当初の頃から後遺症を心配されていて、定例会でもご提言をいただいていた。子どもたちや教職員に寄り添い、しっかりとその状況を把握して支援体制を作ってほしいというご意見を2年くらい前にいただいていた。それから本市では教職員が休養の取りやすい環境づくり、子どもたちが相談しやすい相談体制の整備、特に2年前からは不登校の相談員を増やしました。不登校のために相談員を増やしたはずでしたが、コロナに関する保護者や子どもたちの相談が充実してきました。これだけ細かな人数の把握ができたのは、そのおかげであると思っています。また、後遺症に対してしっかり寄り添っていくようにできたのは、委員からご提言いただいたおかげであると思っています。現在の児童生徒数は約1万2,3,000人くらいでしたね。

◎事務局

はい、約12,500人です。2回罹患した人いますが、約3分の1の児童生徒が罹患したことになります。

○教育長

自然免疫というのは約3分の1程度と言われてますね。

◆委員

もうすぐ5類になると、またマスクの着脱問題が出てくると思いますので、このあたりの子どもたちのケアもよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長

それではマスク問題について、卒業式でのマスク着脱について報告してください。

◎事務局

先週の金曜日に各学校長に周知いたしました。マスクの取扱いに関する基本的な考え方としましては、国と同じように卒業式全体を通してマスクを着用せずに出席できるような配慮をさせていただきます。

参加者全員が感染対策を講じることができる場合は、児童生徒がマスクを着用せずに出席できる。感染対策としては、十分な身体的距離を確保できるような前提において、今までどおりの効果的な換気、手指消毒、手洗い等衛生の徹底、参加者の検温や健康状態の確認、発熱に限らず体調が悪いという人に関しては出席を控えてもらうなどです。校長の式辞、来賓等の祝辞については距離が確保されていればマスクなし。卒業証書の授与についてはマスクを外しても構わない。児童生徒同士の送辞、答辞もマスクを外して構わないと通知いたしました。また、保護者に対してはマスクの着用を求めた上で着席を基本としていますが、参加人数等の制限についても、十分な距離が確保できる場合は、その制限も必要ないと明記しています。また、特に中学校になりますが、在校生の参加や吹奏楽の演奏等については、学校規模の実情に応じて学校にて判断することとしています。

○教育長

少し補足させていただきますと、卒業式は学校の行事であり、静粛な雰囲気の中で行

うということが大前提であります。子どもにとっては一生に一回のものでありますので、しっかりと準備して、子どもが主体となることができるような卒業式づくりをお願いしたいと学校長に伝えました。1月に通知した段階では人数の制限も来賓の制限もしておりました。2週間前に人数制限は緩和され、来賓の制限緩和もという話も出ましたが、あまりにも直前ですので、今から制限なしに変更するとなると、行ける方と行けない方が出てまいります。そのようなことから、来賓については変更せずにご遠慮いただくという形で通知させていただきました。教育委員の皆さんにも来賓として出席していただき祝辞を述べていただく予定でしたが、割愛させていただきました。マスクは自由ということになります。

他にございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いいたします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、

3月22日水曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育長

それでは、これもちまして、令和5年2月第2回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時10分 閉会